

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

<a href="#">出席議員</a> . . . . .	2
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a> . . . . .	5
<a href="#">第 2 会期の決定</a> . . . . .	5
<a href="#">第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて</a> . . . . .	8
<a href="#">第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて</a> . . . . .	8
<a href="#">第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて</a> . . . . .	9
<a href="#">第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて</a> . . . . .	10
<a href="#">第 7 議案第25号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例</a> . . . . .	16
<a href="#">第 8 議案第26号 令和2年度利府町一般会計補正予算</a> . . . . .	17
<a href="#">第 9 議案第27号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算</a> . . . . .	20
<a href="#">第10 議案第28号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算</a> . . . . .	21

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和2年5月利府町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	羽川喜富君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	嶋正美君

令和2年5月臨時会（5月21日木曜日分）

上下水道課長	名取仁志君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木久仁子君
生涯学習課長	大谷浩貴君

---

事務局職員出席者

事務局長	庄司英夫君
主 幹	土屋俊介君
主任主査	姉崎裕子君
主 査	佐々木 恵君

---

議 事 日 程

令和2年5月21日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第25号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第26号 令和2年度利府町一般会計補正予算
- 第 9 議案第27号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第10 議案第28号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和2年5月利府町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 伊藤 司君、6番 坂本義也君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の日程につきましては、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

---

#### 提案理由の説明

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについてから日程第10、議案第28号令和2年度利府町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本臨時会に提案しております承認4件、議案4件について、順次御説明申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一

部を改正する法律と地方税法施行令の一部を改正する政令が今年の3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されたことに伴い、課税上、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に利府町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正の主な内容でございますが、利府町町税条例については、法改正に併せ、個人町民税に係る扶養親族申告書の記載事項、固定資産税の納税義務者、現所有者の申告に関する規定の改正を行ったものであります。また、利府町国民健康保険税条例については、地方税法施行令の改正に併せ、課税限度額及び軽減判定所得の算定に用いる値の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に速やかに対応し、町民の皆様の支援を迅速に行うことができる組織体制構築のため、新たに新型コロナウイルス臨時給付対策室を設置したものであり、事業執行上、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月30日に利府町課室設置条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルス感染症による町民生活への影響を最小限とし、また感染拡大を防止するため必要な経費等について、緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に令和元年度利府町一般会計補正予算を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として早期の給付を求められている特別定額給付金や子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に伴う経費及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る経費について、緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月30日に令和2年度利府町一般会計補正予算を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第25号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、今年の3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれた

ことから、本町においても支給を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号令和2年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億8,196万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を163億1,811万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図るため、各種事業を実施するための事業費を計上しております。

なお、本町で実施する主な事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間の短縮や休業等の県の要請に全面的に協力いただいた中小の事業者に対し、県と合同で協力金を支給するほか、水道事業会計において行う水道基本料金の減免に要する費用の2か月分を一般会計で負担するなどの経済支援を行うものであります。

次に、議案第27号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億2,750万9,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、歳入の4款県支出金及び歳出の2款保険給付費について、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し傷病手当金を支給することに伴い、450万円を増額するものであります。

次に、議案第28号令和2年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的収入の補正につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年の4月16日に緊急事態宣言が全国に発出され、宮城県においても外出自粛のみならず、休業、営業時間短縮の要請がなされたことから、町民生活や企業活動への影響を考慮し、今年の5月から7月請求分の水道基本料金の全額減免を行うことに伴い、予算を減額するものであります。

なお、さきに御説明申し上げましたとおり、減免期間3か月のうち2か月分は一般会計からの繰入れによるものとし、1か月分は水道事業会計の未処分利益剰余金を充てるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしております承認4件、議案4件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについて**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番 及川議員。

○13番（及川智善君） それでは、7ページでございます。10款教育費の2項の小学校費と中学校費、これは当初、工事請負費で予算を立てていた、小学校で2億1,866万円、それから中学校で1億1,648万円、これをそれぞれ委託料に変えていますけれども、今回の補正で、この理由を教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長、答弁願います。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 及川議員の質問にお答えします。

今回、工事のほうから委託料のほうに予算のほうを組み替えた理由につきましては、ネットワークの設計と設定といった専門的な知識が必要なことから委託ということで、プロポーザル方式による委託料を導入しながら、早急に整備を進めるために予算の組替えを行ったものであります。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川議員。

○17番（及川智善君） 長々と討論というか、議論をするつもりはないのですけれども、専門的知識が必要ということで、今回気付いたわけではなくて、前からそういうことが、例えば授業のネットワークの整備業務ということであれば、工事費にするのか委託料にするのかというのは、あらかじめそれは考えてどっちにするかとやることなのだと。今回、なぜそういうふうに変えたのかということを知りたかったわけですが。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 再質問のほうにお答えいたします。

この事業につきましては、急遽、国の補正予算ということで計上させていただきました事業でありまして、実際、事業の執行に当たりまして、いろいろ検討した結果、通常の施工の設計

工事、施工監理という形で進めていくと、なかなか整備に時間を要するというのと、あと一括して発注することに関して国の補助等も該当するというので、今回、早急に整備できる方向で、また整備内容が専門的な知識ということで、プロポーザル方式による委託事業のほうが望ましいほうと判断しまして、予算の組替えをさせていただいたところです。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについて**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 定額給付金についてでございますが、こちらのほうは国が早急な対応を求めている中で、本町としてはどの自治体よりも早く入金になったことは、本当に当局の皆様への対応の速さに感謝を申し上げたいと思います。その定額給付金の申請でございますが、期限は3か月以内というふうになっております。8月の初め頃になるかと思いますが、国は申請されていない方につきましては、1か月前ぐらいに再度の案内を推奨いたしております。この辺は町のほうではどのように対応するのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。コロナウイルス対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

期限が3か月ということで、1か月前くらいにやはり町のほうでも、申請されていない方については通知を出しまして、申請するよというこも広報してまいりたいと考えておりますし、また先日、全協でも御質問あったのですけれども、家庭の見回り等を行う方にお願ひしまして申請を促すというよな方向でも考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子議員。

○3番（鈴木晴子君） 家庭を見回る方というふうなことで今お話がありましたけれども、国のほうでは、身の回りの世話をする方も代理人申請としてできるというふうにしておりまして、そういう中では、自治会長さんであったり、民生委員さんも含まれるというふうになっているかと思ひますけれども、そのような方には御案内のほうは差し上げているのでしょうか。お手伝ひしてくださいという御案内はしているのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

特に代理申請についてはお願ひはしてございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 国のほうでは、その辺の部分をお方々にお願ひするよというふうにしてる部分では、様々な事情で申請できていない方が出てくるかと思ひます。そういう部分でしっかりとお願ひしていくべきではないかというふうにあいをお送りするべきではないかというふうにお思ひますけれども、再度お伺ひいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

こちらにつきましては、どのような方法がよろしいのかということはお個々に違ってくると思ひますので、その辺を確認しながら検討していきたくてお思ひます。（「関連」の声あり）

○議長（吉岡伸二郎君） 関連。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 前回の全協で、18日現在で80%というこで申し出があつたということなのですが、今日現在、21日ですけれども、その後の経過、3日たつていますけれども、何%

くらい来ているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

昨日までの処理状況で申し上げます。昨日までで振込が準備ができた方、1万1,862件で、金額で32億2,060万円で、約90%の事務処理が終了しているということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 同じ定額給付金なのですがけれども、給付金の予算が36億円ということなのですがけれども、利府町の人口、この4月30日時点で一体、3万6,000だった、ぴったりだったらいいのですがけれども、若干違いが生じてくると思います。その辺の対応として、インターネットで申請もあるのですがけれども、申請書送付件数、その辺をちょっと教えてください。人数で。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） 高久議員の御質問にお答えします。

オンライン申請ということだと思いますけれども、こちらにつきましては、件数での把握ということでございます。昨日までの現在でオンライン件数が522件となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） いえ、申請書の送付。実際送付した中身で、その総人数は何人くらいということですか。

○議長（吉岡伸二郎君） コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） 申し訳ございません。対象人数が基準日の4月27日現在で3万5,988人となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） では、改めて、そうすると特定給付金のお話なのですがけれども、先ほど90%ということで、今高久議員の質問に対して三万五千幾らということで発出しているということであれば、掛け算すれば分かりますけれども、世帯だから一万幾らですか、その部分の残りの10%というと、かなりの世帯の数になると思うのですがけれども、さっき鈴木晴子議員が質問していましたけれども、そのフォローアップをどうしていくのか。つまりもう3週間、発出、

役場から通知してもう3週間経過しているわけです。だから、よっぽどの事情があって検討していないのか、1,000世帯以上ですよ、計算すると。要介護、それからそういう書けない人、いろんな人がいると思いますけれども、手助けが必要な人、それ以外にもいろんな要因があると思われまます。例えばそのまま放置している人とか、単身で行っていて住居は、住民票はそこに置いてあるけれども、単身でそのまま封筒が放置されている状態の世帯がもしかしたらあるかもしれない。その辺のやはり調査、フォローアップをしていかなきゃないと思うんですね。これが1つ。どういうふうなフォローアップの方法を考えているのか、1つ。

それから、7ページの1と3です。ごめんなさい、総務費の節の報酬と職員手当の件なのですけれども、会計年度職員ということで、たしか事前に報告があったときは3名を採用するというで伺っていました。それで、その下に職員諸手当ということで、会計年度任用職員に対する期末手当ということで、期末手当というのはボーナスですね、71万円ということになっているのですけれども、4月になって採用した人に期末手当を予算計上しているのか、別な人の分なのか分かりませんが、この内容を説明していただきたいのと、話が前後しますけれども、その上に管理職員特別勤務手当40万2,000円ということで計上されていますけれども、そもそも管理職員手当というのは、その特別勤務というのではないという、基本的にない。それなのに支払いをしているということは、恐らく代休を取っていないから、代休は処置の代わりに手当で払うということだと思えるのですけれども、代休を取れない状況であったのかどうか、その辺も併せてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） 及川議員の御質問にお答えします。

申請されない方のフォローアップということでございます。利府町で申請を受け付けてから二十日くらいになりますけれども、一応期限は3か月ということになっておりますので、もう少し様子を見ながら、申請されない方を把握しながら進めていきたいとは考えておりますけれども、一応具体的にどのような方法というのは、まだ考えてはおりませんが、先ほど鈴木議員の御質問にもあったとおり、1か月前にはその申請されていない方を把握しまして、何らかの方法で申請を促すという方法を考えていきたいと考えております。

それから、2点目、3点目、職員手当等に関しましてですけれども、会計年度職員として現在3名を採用してございまして、給付事務に携わっていただいております。一応来年の3月31日

までの任期ということで考えておりました、こちらの、今年度からですかね、会計年度任用職員の制度が始まりました、そちらに対しましても一定期間以上勤務される方に対しましては、期末手当等を支給するような制度になってございますので、予算計上をしておるところでございます。

それから、管理職特別勤務手当、こちらにつきましては、これまでも災害等で管理職手当をいただいている管理職につきまして、特別な事情がある場合にはその手当を支給するということになっておりますので、今回のコロナ対策事業に関しましても、緊急性ということもございまして、そちらを予算計上しているというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 給付金の件なのですけれども、フォローアップを、3か月あるので1か月前くらいになったらということ、そういうふうに考えているということなのですけれども、先ほど申し上げたとおり、3週間放置しているということは何らかのそういうもう全然、放置されっぱなしの嫌いがあるというか、傾向がある。それで、どこへ行ったか、なくしたとか、例えばですね、先ほど言った、世帯主が不在で封筒がそのままになっているとか、いろんなことがあると思います。1つの方法としては早めにやると、1か月前だとぎりぎりになってしまうので来月あたりから、2回でもいいんですね。

それで、活用は民生委員とかも活用していただいて、地元が一番密着している民生委員の方に、この地区はこの方とこの方がいらっしゃいますから電話で結構ですから、この事態の、ウイルスですから、電話で接触、コンタクトを図っていただけませんかというようなことも、併せてやっていただければ、町民の方も、ああ、何だ、10万円もらえることがあったのかと。中には、こういうことを言っちゃあ失礼なのですけれども、テレビも新聞も見ない方もいらっしゃるんですよ。だから、情報が届いていない、情報を確認していないという人のために、こちら側から積極的に働きかけないと、その10万円は全然飛んでしまって、何の役にも立たないことになってしまうので、その辺の対策をきちっとやってもらいたいと思います。それに対しての答えをお願いします。

それから、期末手当について、一定期間、今年から会計年度職員ということで、一定期間勤めれば期末手当が出ますよという定めがあるということなのですが、3人で71万円ということですから、二十数万円ですね。これは何%、期末手当は掛け算すると、何か月分の何%ということになるのでしょうかけれども、この規則的な話で大変、室長はそこはちょっと、総務課長の

ほうか財務課長に聞いたほうがいいのか。その辺の回答をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。まず1点目、コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

3か月放置というお話ですけれども、1か月前になりますので、2か月くらい様子を見るというイメージなのかなとは思いますが。ただ、議員おっしゃるとおり、やはり申請されない方は情報が届いていない方もいらっしゃるということも考えられますので、その辺につきましては、ただいま議員から御提案ありました、民生委員さんの活用だったりというのも考えながら、また、できれば議員の皆様にも、そういった方がいるかどうかを確認していただきながら、お声がけをしていただければと考えておりますので、今後、その辺の対応については考えていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

会計年度任用職員に対する期末手当の率の関係なのですけれども、大変申し訳ございません、手持ちの積算根拠、持ち合わせておりません。誠に申し訳ないですけれども、後ほどお答えさせていただきますと思うのですけれども、御了承いただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、議案第25号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） この傷病手当の内容ということで、対象者の中で、ア、イ、ウと3つあるのですけれども、この給与等の支払いを受けている者となっているのですが、国民健康保険に加入している人というのは大体年金生活者か、あとは個人事業主かという形なのですけれども、この給与等の「等」にそういった個人事業主の事業所というんですかね、こういったものも入っているのかどうか、その辺の確認です。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

まず、給付対象の範囲についてですけれども、こちらの給与等というのは、所得税法の第28条第1項に規定する給与等の支払いを受けている方という形になります。なので、今御質問のございました自営業者、あとはフリーランスの方、こちらの方は除かれるような形になります。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。高久時男君。

○12番（高久時男君） そうすると、この基本的にね、国民健康保険の加入者のほとんど大多数だと思えるのですけれども、その個人事業主とか、今の話だと年金生活者とかというものの中には入らないということですか。

○議長（吉岡伸二郎君） いいですか、質問。町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

今回の傷病手当につきましては、先ほどお話ししたとおり、国の基準によりましてそちらを準用させていただきまして、給与等の所得を受けている方という形で今回は条例のほうを改めさせていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。



これより、議案第25号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第26号 令和2年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、議案第26号令和2年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、一巡した後にお願いいたします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようにお願いいたします。

質疑の発言を許します。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 7ページでございます。7ページの役務費と委託料、11番、12番ですね。それから、13番について、工事請負費について3点お伺いします。

まず、11番と12番は関連がありますので、これを1つと見ることでお願いします。12の委託料でございますけれども、母子父子家庭支援ボックスの配布業務委託ということで、この間の全員協議会で資料として説明資料をいただきました。これは帰ってから読ませていただいたのですが、母子父子家庭、大体300世帯ですかね、いらっしゃるということなのですが、ここに業者、配送方法として、この物を、商品を、ボックスの詰め合わせを業者さんからもらうか、それとも本人が直接取りに行くか、二者択一の選択制を書類でお願いしているということなのですが、この配送料と梱包料として15万円別に、別掲していますけれども、計上していますけれども、この母子父子家庭の方が、御存じのとおり、母子父子家庭というのは親御さん一人で子供の世話から生活の面倒を見ていると、こういう状況の中で、1つは業者さんに取りに行くというのはどうかと。それから、レッテルを貼られるというと、ちょっと言い方が強いかもしれませんが、あなたは母子家庭の方なんですとねという、業者さんに個人情報も含めて知られてしまうという可能性があります。いい悪いは別ですよ。

だから、その2つの観点からいうと、ここの役務料というか、通信運搬費を増やしてボック

スを、希望があればこちらから配送しますと、この1本でいいんじゃないですか。わざわざ両方を選択させて、希望でそれは多ければ全てそうなるかもしれませんが、ただ、いろんな思いがあってそうしたのか分かりませんが、これはやはり届けてあげるのが一番ベターかなというふうに思います。その2点をお伺いします。

それから、工事請負費なのですけれども、これ、全員協議会でお聞きしましたけれども、スローガンは何に決めたかということでもちょっとお伺いしたいのですけれども、横断幕ですね。スローガンをこれから考えるみたいな話だったので、何て考えているのか、二、三あるのか、もう決めたのか、その辺も含めてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

母子父子家庭の支援ボックス配布事業につきましては、現在のところ、基本的には業者さんからの宅配ということを考えておりますが、及川議員おっしゃるように、やはり宅配業者さんに来られては困るとか、という方もいらっしゃるでしょうし、時間帯が合わないという方もいらっしゃると思いますので、そのときには直接お店に取りに行っていくとか、今、その2つの中からの選択というふうに考えてはおりますが、ちょっと今、業者さんともいろいろ検討中でございまして、場合によっては別の宅配便を使うとか、町のほうがお届けするとか、そういう中身も含めて、現在検討しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目。コロナ対策室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えします。

工事請負費のスローガンですけれども、まだ決定はしてございません。設置時期等の状況も考慮しながら考えていきたいと思っておりますけれども、今日の河北新報にも県議会のほうで横断幕を掲げたというものとかもありますので、そういったところも参考にしながら考えていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 宅配業者さんというか、もう運送業の方が来てもらっては困るという家庭はそれほどないと私は思いますね。一般的ですから、どんなボックスが入っているかなんて、それこそ業者さんがのぞくわけでもありませんし、そんなに宅配業者に神経を配ることはないと思っておりますので、シングルマザー・ファザーで忙しい人たちと、そういうふうに業者さんに、地元の業者さんに行って、あなたはシングルファザー、シングルマザーなんだねって逆に特定

されるほうが、私は個人的に困るんじゃないかなというふうに思うので、その辺の検討をさらに深めていてもらいたいと思います。もう一度お答えをお願いします。

それから、スローガンについてはぜひ、せっかく五十数万円ですか、かけてやるわけですから、実効性のあるというか、皆さんが共感を呼ぶような、例えば平易な言葉とかは考えていないと思うのですけれども、よくテレビとかで出ている「コロナに負けるな」みたいなことは、何か自分は大丈夫だけれども、上から目線におまえたちは負けんよみたいな感じになるので、言葉遣いってフレーズは気をつけていただきたいんですね。例えばそういう場合は「コロナに負けない、皆さんとともに」とかって、そういう書き方をしたほうが共感を得ると。「コロナに負けるな」では、俺は大丈夫だけれども、おまえたちは負けんよというような感じに取られる可能性があるので、その辺を吟味していただきたいと思いますが、町長にお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） まず、最初に保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

現在も検討中ではございますが、再度慎重に検討して配達事業を行っていきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員にお答えします。

もうおっしゃるとおりだと思います。上から目線にならないように、共感を得られるようなスローガンを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第26号令和2年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第27号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、3ページ、歳出の中で、保険給付費で補正額が450万円と。これは先ほども話がありましたけれども、傷病手当だと思うのですが、この積算根拠というのはあるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。先ほどの対象者の中で、国民健康保険加入者の中で、要は給与所得を得ておられる方ということなのですけれども、そういった方って、当局としてはつかんでいるのかどうか。人数とか。要するに、450万円という金額を計上しているわけですけれども、この積算根拠的なものはちゃんとしたものがあるのか、それともアバウトなのか、その辺のちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

まず、給与所得者なのですけれども、こちらで把握しているのは、昨年時点の数字とはなりますが、1,761名の方となります。そのうち100万円未満の方が約990名、100万円以上の方が771名の方がいらっしゃいます。この100万円以上の方で積算をさせていただいております。こちらの方の大体割合3%で計算させていただいております。それで、最大で25名程度ということで計算をさせていただいております。まず、その全体的な平均のその100万円以上の方の平均年収を積算いたしまして、それを月額に直し、日額を算出し、そちらの3分の2を補助するということで計算をしております。こちらが25名掛ける日額といたしまして、3分の2で6,000円。支出見込み日数といたしまして30日ということで、450万円を今回計上させていただいております。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第27号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第28号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第10、議案第28号令和2年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 2ページです。全体的な話をさせていただきますけれども、水道料金の減額ということで、料金免除、利用料金の減免事業でございますけれども、自治体によっていろんな減免の仕方をしているということですが、うちは4月の検針分から3か月間ということで、基本的な考え方は3か月としたのは、どういう考えの下で3か月としたのか。

それから、もう1点は、この減額をすると、メリットとデメリットが出ると思うのですが、メリットは普通に考えれば、町民に対する経済的支援というのは容易に判断できるのですけれども、その辺のところをどういうふうに捉えているのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） お答えします。

水道料金の基本的な3か月減免の理由とデメリットということでございますが、3か月としているのは、基本的に時期的なもの、検針時期を考えまして、実際には4月検針というのは、3月から4月という形で計算していきますので、その検針時期を考えまして、今のコロナの状況から6月までの部分ということで3か月を基本的に減免というふうな考え方で進めております。

それから、メリット・デメリットという部分ですが、メリットとしては、及川議員がおっしゃったような経済効果という部分で出てくるかと思えます。デメリットについては、基本的に企業会計ですので、この水道収益によって維持管理、それから建設事業をやっていくので、そ

の減額した部分について、今後の更新事業の遅れが出るのかなというふうな部分が考えられます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 町民にとっては本当に、非常にありがたいというふうに私はもちろん捉えています。今ステイホームで、手洗いの励行ということで、非常に水道を使っていると。私は前はそんなに手洗いをあんまりしていなかったのですけれども、事あるたびに手洗いしているので、水道がすごく使うなということで、基本料金だけでも減免していただけるというのは、とてもありがたいことだと思っております。

それで、今減額に対するメリット・デメリットということで、デメリットの部分の対策、どのようにしていくのか。例えば水道管の交換なんかの時期にも影響が出てくるのかなとちょっと思っているのですけれども、管そのものですね。この辺はやはり剰余金なんかで補填していくのかどうか分かりませんが、水道交換の費用とか、それから節約、逆に町民からすれば節約志向、これをしていけばこれだけ廉価になるんだと。節約志向が働いていって、水需要が低減していくんじゃないかということも考えられるのですけれども、その辺についてのお考えはどうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（名取仁志君） 及川議員の再質問にお答えします。

水需要の部分ですが、現在、3月、4月の使用量を見ますと、企業関係、こちらについてはかなり落ち込みがあります。それから、一般家庭については逆に、やはり在宅での勤務、自粛というのがありますので、食事に関しても今まで朝と晩だけだったのが3食になったという部分で、かなり一般家庭の使用量が増えているというふうな現状になっています。実際に今のところ3月、4月しか比較できていませんが、かなり増えている状態です。ですので、基本料の減額はしていますが、使用量に対する料金のほうは若干上がっているというふうな現状になっております。

今後の維持管理の部分ということでございますが、全体的な配水量は今下がっていますし、今後の維持管理に関しては、今うちのほうで昨年度立てている維持管理の計画、そういったものを、年次計画を再度見直しをかけて、できるだけ遅れのないような、後世に負の遺産を残さないようなやり方を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第28号令和2年度利府町水道会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年5月利府町議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後10時55分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年5月21日

議 長

署名議員

署名議員